

(質問第五百号) 昭和二十二年十月二十九日配付

薪炭配給業者を臨時許可する件に対する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月二十五日

平野善治郎

参議院議長 松平恒雄殿

薪炭配給業者を臨時許可する件に対する質問主意書

家庭用燃料の危機に直面し居る際、その原因は種々なる点より考察せらるるも結局において官僚統制の繁と現行統制組織の活力不足に歸する点が甚だ多い、よつて左記の如き方法により是が打開をなすを適當と認め、政府の意見を問う。

一、従つて是等の制度、機関の外に來年五月末日迄の期間臨時に薪炭等を山元より都市の需要者に配給する業者を認可し現行機関と競争せしむるを適當と認むるが如何。

二、一の許可ありたる者に対して政府は生産者よりの買入、鉄道輸送、小運送等に関し現行機関と同一の取扱をなすべきものと思ふが如何。

三、勿論配給は都市の配給計画によつて公定價格を嚴守すべきである事を付言します。